

宮城大学の法人化基本方針（案）

平成 1 9 年 3 月

宮城大学法人化推進会議

目 次

はじめに	1
第1 宮城大学の現状・課題と目指すべき方向	
1 宮城大学の現状・課題	
(1) 宮城大学設置の趣旨・理念	2
(2) 宮城大学の現状・課題	2
2 宮城大学の目指すべき方向～法人化の趣旨～	
(1) 宮城大学の目指すべき方向	4
(2) 新たな運営形態への移行(法人化により期待される効果)	4
3 教育研究の充実強化	5
第2 法人の制度設計方針	
1 組織・運営	
(1) 設立	6
(2) 名称	6
(3) 役員	6
(4) 理事会	6
(5) 経営審議機関	7
(6) 教育研究審議機関	7
(7) 教授会	8
(8) 各審議機関相互の関係	8
(9) 学長選考機関	8
(10) 事務局組織	8
(11) 教育研究組織	8
(12) 業務内容等	8
2 目標・評価	
(1) 中期目標	9
(2) 中期計画	9
(3) 年度計画	10
(4) 評価委員会	10
(5) 評価制度	10
3 財務・予算	
(1) 会計制度	11
(2) 財産的基礎	11
(3) 運営費交付金等	11
(4) 自主財源	11
(5) 監査体制	12
(6) 資金・資産の管理運用	12

4	人事・労務	
(1)	職員の身分	13
(2)	教員の人事・評価	13
(3)	事務職員の人事・評価	13
(4)	報酬・給与	13
(5)	服務その他の勤務条件	14
(6)	福利厚生	14
(7)	人員管理	14
5	情報公開	15
第3	法人化のスケジュール	16
(参考1)	宮城大学法人化推進会議設置要綱	17
(参考2)	宮城大学法人化推進会議委員名簿	18

はじめに

少子化に伴う18歳人口の減少による大学間競争の激化や、多様化する大学ニーズへの迅速かつ的確な対応が求められる等、大学を取り巻く環境は大きく変化しており、各大学とも大学改革を行うなど魅力ある大学づくりを進めている。

開学以来、宮城大学でも様々な大学改革を行うことで競争力を高める努力をしてきたところであるが、こうした環境変化の中、大学の使命である教育・研究・社会貢献をさらに推進し、県民生活に寄与していくためには、県の一機関であることの制度上の制約から離れた、より機動性のある体制のもと、自主・自律性を確保した大学運営を図る必要が生じてきた。

このため、宮城県では平成21年4月を目標に「宮城大学の法人化」を図ることを決定し、法人への円滑な移行を推進するため「宮城大学法人化推進会議」を設置して、法人の組織や予算、人事等について具体的な検討を進めていくこととした。

この基本方針は、宮城大学の現状・課題を整理し、法人化による宮城大学の進むべき方向性について、基本的な考え方を取りまとめたものである。

宮城県では、平成19年度を初年度とした、県政運営の指針となる「みやぎの将来ビジョン」を策定したところであり、この施策実現に向けた人材の育成・確保の観点等からも、宮城大学の果たす役割は今後ますます重要性を増してくる。法人化によって、宮城大学がより一層地域に役立つ大学となるよう、今後とも大学と連携して全力で取り組んで参りたいと考えている。

平成19年3月 日

宮城大学法人化推進会議
議長 松元照仁

第1 宮城大学の現状・課題と目指すべき方向

1 宮城大学の現状・課題

(1) 宮城大学設置の趣旨・理念

宮城大学設置の趣旨

宮城大学は、国際化や情報化の進展など社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材が求められる中、看護職養成に関する分野とソフト化・サービス化社会における地域産業の振興に関する分野について、実社会及び学生のニーズに応え、新時代に対応し得る人材を育成するほか、学術の振興に努め、開かれた大学として地域社会及び国際社会の発展に積極的に貢献することを目的として、平成9年4月に県立大学として設置された。

宮城大学の理念

宮城大学の建学の理念は、「ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。」ことであり、現在は、これを踏まえた「宮城大学の理念」を次のように定め、一層の飛躍に努めている。

精神：ホスピタリティとアメニティ

教育・研究・社会貢献を貫く本学の精神

ホスピタリティ：人への温かい思いやり

アメニティ：快い生活環境

ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れる人間と社会の形成

使命：高度な実学による地域貢献

教育・研究・社会貢献を貫く本学の使命・目的

教育：高度な実学を身につけた実践的人材の養成

研究：社会のニーズに応える実学の研究

社会貢献：地域に密着した連携活動

方針：地域に根ざし世界に開かれた大学

教育・研究・社会貢献を貫く本学の方針

地域の学術・文化・経済・健康に寄与する大学

社会に開かれた大学

世界に開かれた大学

(2) 宮城大学の現状・課題

宮城大学の現状

宮城大学は、平成9年4月に看護学部及び事業構想学部の2学部で開学した。その後、より高度で専門的な教育研究を行うため、平成13年4月には大学院（看護学研究科及び事業構想学研究科）を設置した。さらに、平成17年4月には宮城県農業短期大学を改組し、新たに食産業学部を設置した。

入学定員は、看護学部90人、事業構想学部200人、食産業学部120人、看護学研究科10人、事業構想学研究科20人で、入学者の約7割は県内出身者となっており、県民に対する高等教育機会の提供という観点からすれば、県立大学としての役割を果たしていると言える。

教育面では、少人数教育と地域実践教育を重視した「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」を目標とし、看護職、企業の企画営業職・研究開発職、行政職、起業家など幅広い分野に多くの人材を輩出している。

研究面では、「社会のニーズに応える実学の研究」を目標とし、それぞれの学部において、社会のニーズに合わせた研究活動を行っている。また、文部科学省等からの科学研究費や企業等からの受託研究費や奨学寄附金といった外部研究資金による研究も進んでいる。

社会貢献では、「地域に密着した連携活動」を目標とし、平成16年1月に設置した地域連携センターを中心として、公開講座やシンポジウムの開催、自主調査・研究の実施、産学連携、県内自治体との協力連携等を行い、宮城大学が保有する知的資源を地域に還元している。

宮城大学の課題（大学を取り巻く環境の変化）

宮城大学は、開学から10年を経過し、教育・研究・社会貢献すべての分野において、「宮城大学の理念」を追求した取り組みを行ってきたが、少子化や大学ニーズの多様化等、大学を取り巻く環境は大きく変化しており、宮城大学においてもこうした課題に適切に対応していくことが必要である。

イ 少子化に伴う18歳人口の減少と大学全入時代の到来

近年の18歳人口は、平成4年度の約205万人をピークとして減少期に入り、平成21年度には約121万人まで減少すると予測されているが、一方で大学の数は年々増加している。こうした中、私立大学では定員割れとなる大学が増加しているほか、大学への志願者数と入学者数が一致する「大学全入時代」の到来が迫っており、各大学には生き残りをかけ、その特色をアピールした魅力ある大学づくりが求められている。

ロ 大学ニーズの多様化

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる分野での活動の基盤として飛躍的に重要性が増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。こうした中、「知の拠点」である大学に求められる役割は極めて大きく、今後は、高校卒業後間もない学生に対する知識の教授はもとより、社会人の再教育や生涯学習といった教育機会の整備、産学官連携の拡大強化など多様化するニーズに、より迅速かつ的確に対応することが求められている。

ハ 厳しい財政状況

「三位一体改革」に伴う国からの地方交付税等の減収が見込まれる中、県の財政状況は極めて厳しく、新・財政再建プログラムや事業総点検に基づく徹底した歳出抑制対策を講じている。このことは、県立大学である宮城大学においても例外ではなく、大学管理運営費や一般研究費等の予算が削減傾向にある中、さらに効率的な大学運営が求められている。

2 宮城大学の目指すべき方向～法人化の趣旨～

(1) 宮城大学の目指すべき方向

宮城大学は、地域の要請により設置された県立大学である。その使命は、「高度な実学による地域貢献」であり、地域に役立つ「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」「社会のニーズに応える実学の研究」「地域に密着した連携活動」をより一層進め、県民生活に寄与していくことは、今後の宮城大学において常に追求し続けなければならない重要な課題である。

大学を取り巻く環境変化の中であって、宮城大学が大学間競争に打ち勝ち、多様化するニーズに迅速かつ的確に対応して存在感のある大学として存続していくためには、より機動性のある体制のもと、自主・自律性を確保した大学運営を図る必要がある。また、県立大学として県民の負担によって支えられている観点からすれば、より一層効率的で、透明性の高い大学運営を図る必要がある。

平成16年4月の国立大学の一斉法人化や地方独立行政法人法(以下「法」という。)の施行に伴う公立大学の法人化の潮流は、大学間競争に打ち勝つための有効な手段であり、宮城大学においてもこの制度を活用した法人化を目指していく。

(2) 新たな運営形態への移行(法人化により期待される効果)

宮城大学が法人化することにより、次のような効果が期待できる。

機動性のある意思決定

設置者である県との協議が必要であった事項について、法人において意思決定ができることや、法人内の権限を法人の長(理事長)に集中させることにより、機動性のある意思決定が図られる。

自主・自律的、効率的な大学運営

地方自治法、地方公務員法、県の財務規則等が適用外となることや、職員の任命権を理事長が有することにより、大学の自主・自律的な判断に基づく弾力的な予算執行や人事管理が図られる。また、法人化を契機とした大学管理運営費の見直しや外部資金の積極的な獲得による効率的な大学運営が図られる。

計画的な大学運営

知事が、法人の意見に配慮のうえ、中期目標を定め、法人は当該目標に基づき中期計画を作成することが法に定められていることから、中期目標及び中期計画に沿った業務運営を行うことによる中期的視点に立った計画的な大学運営が図られる。

透明性の高い大学運営

中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、役員に対する報酬や職員の給与及び退職手当(以下「役員報酬や職員給与等」という。)の支給の基準、財務諸表等について公表することが義務づけられており、大学運営の透明性がより一層高くなる。

3 教育研究の充実強化

宮城大学における教育研究は、看護、事業構想、食産業といったそれぞれの分野において、豊かな知性・感性・実践力を持った地域に貢献する人材の育成を図るほか、実学主義に基づいた社会のニーズに応える研究を行うことを使命としている。

法人化により、宮城大学が地域の大学として県民の期待により一層応え、「卓越した知の拠点」として大学の使命を果たしていくためには、各学部・大学院各研究科において次に掲げるような目的や教育目標を確認し、大学の競争力を左右する教育研究のより一層の充実強化を図っていくことが必要である。

看護学部

現代社会において求められる看護について、教育研究し、社会活動を行うことを通して地域に貢献するという目的のもと、科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職の養成を目指す。

事業構想学部

現代社会発展の原動力である事業構想の知識・技術及び政策課題について、教育研究し、地域に貢献するという目的のもと、事業構想の知識とスキルを備えた、技術のわかる事業者、事業のわかる技術者の養成を目指す。

食産業学部

人々の生活を支える食産業について、食材の生産から消費に至る過程を対象にして、ビジネス・食の安全安心・環境との調和等の観点から教育研究し、地域的な社会活動を行うという目的のもと、食材生産、食品・飲料の製造・流通・消費の産業、並びにリサイクル等環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、ビジネスマインドに溢れる人材の養成を目指す。また、大学院研究科を設置し、高度な専門的職業能力を持つ者の養成も目指す。

大学院看護学研究科

地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育研究と社会活動を行うという目的のもと、地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職の養成を目指す。また、自立的な研究能力を持つ者の養成も目指す。

大学院事業構想学研究科

地域社会における事業構想の高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、教育研究と社会活動を行うという目的のもと、ビジネスプラン・地域プラン及び空間デザイン・情報デザインの専門家としての高度職業人の養成を目指す。また、自立的な研究能力を持つ者の養成も目指す。

第2 法人の制度設計方針

1 組織・運営

(1) 設立

公立大学法人の設立団体は、宮城県とする。

公立大学法人の設立時期は、平成21年4月を目標とする。

公立大学法人の設立に向け、県は、県議会における法人の定款や関係条例等の議決を経ること、総務大臣及び文部科学大臣に対する設立認可申請等、一連の準備を進めていく。

(2) 名称

県が設立する公立大学法人の名称は、「公立大学法人宮城大学（仮称）」（以下「法人」という。）とする。

(3) 役員

役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

法人経営と教育研究双方の円滑かつ一体的な合意形成や、強いリーダーシップを発揮することによる機動的な意思決定が可能となること等から、理事長は大学の学長となること（一体型）を基本に検討を行う。

役員の数、担当する職務及び権限、任期、学外者の参画等について、検討を行う。

(4) 理事会

法人の適正な執行体制を確立する観点から、「理事会（仮称）」を置く。

理事会（仮称）は、理事長、副理事長及び理事で構成することとし、監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。

理事長が、重要事項を決定する場合には原則として理事会（仮称）の議を経ることとし、その審議事項については、検討を行う。

〔想定される理事会（仮称）の審議事項〕

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項
- ホ 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項
- ト 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他理事会（仮称）が定める重要事項

(5) 経営審議機関

法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、「経営審議会（仮称）」を置く。

経営審議会（仮称）は、理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外のもので大学に関し広くかつ高い識見を有するもので構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。

経営審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。

〔想定される経営審議会（仮称）の審議事項〕

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ホ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、法人の経営に関する事項に限る。）
- ト 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他法人の経営に関する重要事項

(6) 教育研究審議機関

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、「教育研究審議会（仮称）」を置く。

教育研究審議会（仮称）は、学長、副理事長、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。

教育研究審議会（仮称）の審議事項については、検討を行う。

〔想定される教育研究審議会（仮称）の審議事項〕

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- ハ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- ニ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ホ 教員の人事及び評価に関する事項
- ヘ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ト 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- チ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- リ 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- ヌ その他大学の教育研究に関する重要事項

(7) 教授会

学校教育法の規定に基づき設置される教授会については、その審議事項を精選することとし、その内容については、検討を行う。

(8) 各審議機関相互の関係

理事会（仮称）、経営審議会（仮称）、教育研究審議会（仮称）、教授会それぞれの役割分担や権限の詳細については、検討を行う。

(9) 学長選考機関

学長を選考する機関として、「学長選考会議（仮称）」を置く。

学長選考会議（仮称）は、経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）から各々同数選出された者で構成することを基本とし、その人数や選考方法等については、検討を行う。

学長の任命（解任）は、学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うこととし、具体的な選考等の方法については、検討を行う。

法人の成立後最初の学長については、定款で定めるところにより任命する。

(10) 事務局組織

事務局組織は、日常の事務を適切に処理することはもちろんのこと、法人の自主・自律的かつ機動的な運営形態を支える専門組織としての性格を有し、さらに、大学運営の企画立案等に参画するということを前提とし、その組織体制について、検討を行う。

(11) 教育研究組織

法人化後の効率的な運営に向けて、全学委員会等の教育研究組織体制について、検討を行う。

(12) 業務内容等

法人の業務は、大学の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務のみを行うものであるが、業務の執行に関する必要な事項については、定款及び業務方法書等への記載方法も含め、検討を行う。

〔想定される業務内容〕

- イ 大学を設置し、これを管理すること。
- ロ 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ハ この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- ニ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ホ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ヘ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 目標・評価

(1) 中期目標

中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、知事が、法人の意見に配慮のうえ、県の附属機関として設置する「公立大学法人宮城大学評価委員会（仮称）」（以下「評価委員会」という。）の意見を聴き、議会の議決を経て定める。目標を定めた後は、知事がこれを法人に指示するとともに公表する。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

中期目標は、次の点に留意して定める。

- イ 大学の基本理念を根本として、地域貢献を明示する等、基本的に全学にわたる内容とする。
 - ロ 重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき大きな方向性を示す内容とする。
 - ハ 法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。
 - ニ 目標が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示する。
 - ホ 目標が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。
- 中期目標は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。

〔中期目標の基本的な記載項目〕

- イ 中期目標の期間（6年間）
- ロ 教育研究の質の向上に関する事項
- ハ 地域貢献等に関する事項
- ニ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ホ 財務内容の改善に関する事項
- ヘ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ト その他業務運営に関する重要事項

(2) 中期計画

中期計画は、知事が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、知事が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後、法人は当該計画を公表する。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

中期計画は、次の点に留意して定める。

- イ 中期目標に沿い、全学的な方針に加え、学部や研究科等ごとに取り組む内容を盛り込む。
 - ロ 計画が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
 - ハ 計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。
- 中期計画は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。

〔中期計画の基本的な記載項目〕

- イ 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ロ 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置
- ハ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ニ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
- ホ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提

供に関する目標を達成するためとるべき措置

- へ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ト 短期借入金の限度額
- チ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- リ 剰余金の使途
- ヌ 県の規則で定める業務運営に関する事項
- ル その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

（３）年度計画

年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、知事に届け出るとともに公表する。また、これを変更したときも、同様とする。

年度計画は、次の点に留意して定める。

- イ 中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
- ロ 計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
- ハ 計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。

（４）評価委員会

評価委員会は、法人の業務実績に関する評価等を行うための県の附属機関として、平成20年度に設置する。

評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要があることから、外部有識者で構成する。この外部有識者には、大学における教育研究の特性に配慮する観点から、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を含むこととする。

評価委員会の委員の人数、任期、選任方法等については、検討を行う。

（５）評価制度

法人化後の自主・自律的な運営を進展させていく上では、学校教育法の規定に基づく大学の自己点検評価が重要であることから、その充実に向けた取組みを進める。

法人は、評価委員会による評価の結果並びに学校教育法の規定に基づく大学による自己点検評価の結果及び認証評価機関による評価の結果を、法人の運営効率の向上及び教育研究活動の改善に活用するほか、次期中期計画及び年度計画の内容に反映させる。

県においても、当該評価結果を次期中期目標に反映させるほか、中期目標の期間の終了時には、当該法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

3 財務・予算

(1) 会計制度

法人化により財務会計制度は、地方自治法や県の財務規則等が適用外となり、複数年度にわたる予算執行が可能となる等、「企業会計原則」及び「地方独立行政法人会計基準」に基づいた弾力的な制度に移行する。

制度移行に当たっては、法人の裁量によるところが大きくなる一方、県から資金交付を受ける法人として、その財源の拠出者である県民に対する説明責任を果たす必要があるため、会計規程等の整備や財務諸表を公表する等、その財政状況及び運営状況を明らかにする。

法人化後に新たな会計基準が適用されることに伴い、独自の財務会計システムの整備が必要となるが、整備に当たっては、現行システムからの切り替えが円滑に行えるよう配慮するほか、法人の規模及び業務内容に対応し、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるよう、その仕様等について、検討を行う。

(2) 財産的基礎

県は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。

当該財産は、現に大学の用に供している土地及び建物を基本とするが、その範囲については、検討を行う。

なお、法人成立の日の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について、法人成立の日までに償還されない分については、法人には承継せず、県が引き続き償還義務を負う。

(3) 運営費交付金等

県は、法人に対して、その業務運営の財源に充てることを目的として、必要な資金（以下「運営費交付金」という。）を交付する。

運営費交付金については、法人の自主・自律的で弾力的な運営の推進に配慮するほか、中期目標の期間等における評価結果を適切に反映する仕組みとなるような算定ルールについて、検討を行う。

法人化後の施設整備や大規模修繕等については、その必要性や妥当性等を勘案しながら、出資や資金交付等による財源措置のあり方について、検討を行う。

(4) 自主財源

授業料など大学の料金については、法人がその上限を定め、議会の議決を経て県が認可するが、その設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。

また、これを変更しようとするときも、同様とする。

科学研究費補助金をはじめ、受託研究費や奨学寄附金等、外部資金の積極的な獲得に努める。

(5) 監査体制

法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監事等による内部監査体制を整えるほか、会計監査人及び県監査委員による外部監査を受ける。

(6) 資金・資産の管理運用

財務諸表等に基づき的確に収支状況を把握し、資金需要を見極めた上で計画的な資金管理を行う。

資金需要と運営費交付金等の交付時期の関係から借入が必要とされる場合も考えられることから、短期借入金のあり方について、検討を行う。

法人が重要な財産を処分する場合には県の認可が必要となるが、その財産の範囲については、県の条例等も参考にしながら、検討を行う。

取引金融機関の選定については、金融機関の健全性、手数料等コスト面における経済性等を総合的に勘案した上で、慎重に行う。

4 人事・労務

(1) 職員の身分

職員の身分は非公務員とする。

法人に身分を移行する職員の範囲については、法の規定に従い、県の条例で定める。

職員の身分の移行に当たっては、移行する職員に不利益が生じないように、退職手当の支給に係る在職期間の通算や就業規則に基づく身分保障等、必要な事項を適切に措置する。

(2) 教員の人事・評価

教員については、法人成立の日の前日までに退職する者を除き、法人成立の日において在職する全員を法人の教員とする。

教員の採用については、中期目標や中期計画等を踏まえた考え方を基本とし、優れた人材を幅広く募集するため公募制を原則とする。

大学の教育研究の活性化を図る観点から、職務及び学部の特性に応じた任期制の適用について、検討を行う。

教員の評価制度については、教育・研究・社会貢献・管理運営の4領域を評価対象とする現行の教員評価システムを活用し、さらに、評価結果を給与等に反映させる仕組みについて、その確立を図る。

教員の研修制度については、教員の資質向上を図るため、現行の制度をさらに充実強化する。

(3) 事務職員の人事・評価

法人への業務移行を円滑に行う観点から、法人化後当分の間は、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」等に基づき、県から法人に対して事務職員の派遣を行う。

なお、法人化後は、職務の特性等を考慮して、法人独自の事務職員の採用を行うこととするが、事務職員全体に占める割合等については、検討を行う。

事務職員の評価制度については、公立大学法人等の導入事例を参考としながら、検討を行う。

事務職員の研修制度については、事務職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した国や県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。

(4) 報酬・給与

役員報酬や職員給与等については、県職員の給与、他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等について、検討を行う。

役員報酬や職員給与等の支給に当たっては、業績や勤務成績が適切に反映される給与システムについて、検討を行う。

役職や職務の特性を考慮した上で、年俸制の導入の可否について、検討を行う。

(5) 服務その他の勤務条件

役職員の服務については、公的な性格を踏まえた適切な業務運営を確保する観点から、倫理規定や守秘義務等、適正な服務規律を定める。

教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものである。また、法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを活かし、教員は産学官連携や地域社会等への貢献など学外活動をさらに推進するため、教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないように、適正なルールを定める。

教員の職務の特性を踏まえた多様な勤務形態を可能とするため、裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について、検討を行う。

(6) 福利厚生

職員については、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法が適用されるため、法律が適用となる制度は従前と変わらないものの、法定外の制度（職員住宅等）も含めて、その取扱いについて、検討を行う。

(7) 人員管理

法人化後の職員については、県の定員管理から外れることになるが、法人が自律的な管理を行うに当たっては、中期目標及び中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定する等、適切な管理に努める。

5 情報公開

法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、役員報酬や職員給与等の支給の基準、財務諸表等について公表し、情報公開を推進するための方策について、検討を行う。

情報の公開に当たっては、個人情報保護の観点から運用基準を定める等、適切な措置を講ずる。

第3 法人化のスケジュール

法人設立までの概ねのスケジュールは下記のとおりとする。

【平成18年度】

- 平成18年10月 「宮城大学法人化推進会議」の設置
- 平成19年 3月 「宮城大学の法人化基本方針」の策定

【平成19年度】

- 平成20年 2月 法人の定款案，評価委員会条例案を県議会へ上程

【平成20年度】

- 平成20年 4月 「公立大学法人宮城大学評価委員会（仮称）」の設置
- 平成20年11月 法人への権利の承継案等を県議会へ上程
- 平成21年 1月 法人設立認可申請（総務省及び文部科学省）
大学設置者変更認可申請（文部科学省）

【平成21年度】

- 平成21年 4月 「公立大学法人宮城大学（仮称）」の設立

(参考1)

宮城大学法人化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 宮城大学を地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づく公立大学法人への円滑な移行を推進するために必要な事項を協議する機関として、「宮城大学法人化推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法人化に向けた基本的事項に関すること。
- (2) 法人の組織・運営に関すること。
- (3) 中期目標及び中期計画並びに評価に関すること。
- (4) 財務・予算に関すること。
- (5) 人事・労務に関すること。
- (6) その他法人の設立に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(議長の職務)

第4条 推進会議に議長を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を代表し、推進会議を総理する。
- 3 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、宮城大学長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 議長は、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項について、具体的な調査検討を行うため、推進会議の下に次に掲げる専門部会を設置する。

- (1) 組織・運営専門部会
- (2) 目標・評価専門部会
- (3) 財務・予算専門部会
- (4) 人事・労務専門部会

2 専門部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部県立大学室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月27日から施行する。

別表(第3条関係)

宮城県総務部長 宮城県総務部理事(大学改革担当) 宮城県総務部次長(人事課及び財政課を担当する者に限る。)	宮城大学長 宮城大学副学長(総務企画担当) 宮城大学副学長(教育研究担当) 宮城大学事務局長 宮城大学教員代表者(学長の指名する者1人)
---	--

(参考2)

宮城大学法人化推進会議委員名簿

所 属	職	氏 名	備 考
宮 城 県	総務部長	松 元 照 仁	議 長
	総務部理事 (大学改革担当)	鈴 木 敏 明	
	総務部次長	大 橋 章	
	総務部次長	千 葉 三 郎	
宮城大学	学長	馬 渡 尚 憲	職務代理者
	副学長 (総務企画担当)	伊 東 智 男	
	副学長 (教育研究担当)	德 永 惠 子	
	事務局長	石 垣 仁 一	
	食産業学部教授	池 戸 重 信	教員代表者